

肥料価格高騰対策事業（令和5年春肥分）申込書兼誓約・同意書

甲賀農業協同組合 様

私は、肥料価格高騰対策事業の取組実施者である貴組合に対して、参加農業者（販売農業者）として以下の書類を提出して同事業の支援金申請を申込みとともに、支援金申請の申込にあたって、次の事項を誓約・同意します。

1. 提出書類

- ① 化学肥料低減計画書
- ② 化学肥料低減実施報告書
- ③ 「令和4年11月から令和5年5月末までに注文したことが分かる帳票書類」および「当該期間に支払義務が発生していることがわかる帳票書類」

注：上記の②の書類は、当組合が作成した「肥料注文・請求金額確認書」で代用可能です。

2. 誓約・同意事項

- ① 近畿農政局長等から本事業に係る報告や立入調査を求められた場合は応じます。
また、近畿農政局長等が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、当該調査に協力します。
- ② 以下の場合には、支援金を貴組合を通じて滋賀県農業再生協議会に対して返還すること、又は交付されないことに異存はありません。
なお、支援金を返還する場合、支援金に加え、支援金の受給の日からの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を貴組合を通じて滋賀県農業再生協議会に対して返還します。
ア. 提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
イ. 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
- ③ 化学肥料の低減の取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、貴組合から求められた場合は提出します。
- ④ 滋賀県農業再生協議会から化学肥料の使用量の低減の取組にかかる現地確認が行われた場合は対応します。
- ⑤ 化学肥料の低減の取組に関する記録を保存します。

⑥ 他の取組実施者に対して、貴組合に提出した「令和4年11月から令和5年5月末までに注文したことが分かる帳票書類」および「当該期間に支払義務が発生していることがわかる帳票書類」に基づく支援金申請を重複して申し込むことはありません。

⑦ 貴組合から私に対して支援金を振込まれる際の必要な経費（振込手数料等※）は私が負担します。なお、その際、当該経費を控除して支援金額を振込むことについて異議はありません。

※JAこうかの購買未収金決済口座へお振込みいたしますので、振込手数料は不要です。

注：会計上は、経費を控除する前の支援金の金額を収益計上するとともに、当該経費分を費用計上する必要があります。

⑧ 支援金の対象となる期間に注文・購入した肥料は、原則として返品しません。

ただし、やむを得ず返品する場合や貴組合から後戻し奨励金を受ける場合、当該分について貴組合が算定された金額を控除して支援金額を振込むことについて異議はありません。

⑨ 実施報告は、貴組合が設定した期限を遵守するとともに誠実に実施します。

令和 年 月 日

氏名（自署）

* 法人の場合は、法人名・代表者名を記入し押印

住 所

* 法人の場合は、法人の所在地を記入

電話番号

* 必ず連絡がとれる電話番号を記入